

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 山尾 憲人 様 山尾 憲人 〒530-0017 日本国大阪府大阪市北区角田町8番1号梅田阪急ビル オフィスタワー青山特許事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
出願人又は代理人 の書類記号 674888		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/032283	国際出願日 (日.月.年) 19.08.2019	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H02J50/40(2016.01)i, H02J50/20(2016.01)i, H02J50/80(2016.01)i			
出願人 (氏名又は名称) オムロン株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 01.10.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 赤穂 嘉紀 電話番号 03-3581-1101 内線 3568	5 T	3458

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1 - 9	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1 - 9	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1 - 9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2009-268311 A (ソニー株式会社) 2009. 11. 12, 段落 [0026] - [0192], 第1-17図 & US 2009/0271048 A1 段落 [0044] - [0203], 第1-17図

文献2 : JP 2014-505460 A (サムスン エレクトロニクス カンパニー リミテッド) 2014. 02. 27, 段落 [0017] - [0083], 第1-7図 & US 2012/0202435 A1 段落 [0043] - [0109], 第1-7図 & WO 2012/108663 A2 & EP 2673866 A2 & KR 10-2012-0090220 A & CN 103477536 A

請求項1-9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対し新規性・進歩性を有する。

文献1には、蓄電デバイスの電力で動作する負荷装置を備えた少なくとも1つの無線受電装置に電力を無線伝送する無線送電装置であって、前記無線送電装置は、前記負荷装置を動作させるための電力を前記無線受電装置に送電する送電回路(送電部104)と、前記負荷装置を制御する制御信号を前記無線受電装置に送信する信号送信回路(通信部102)と、前記無線送電装置から送電されて前記無線受電装置によって受電される電力のレベルを示す受電レベルの推定値(消費電力情報/受電情報)を取得する信号受信回路(通信部102)と、前記無線送電装置の動作を制御する制御回路(制御部106)とを備えた無線送電装置について記載されている。また、第13図を参照すれば、結合係数が変化した場合に、時間スロット(送電スロット)を再割当てする点についても開示されている。

(以下、補充欄へ続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

文献2には、蓄電デバイスの電力で動作する負荷装置を備えた少なくとも1つの無線受電装置に電力を無線伝送する無線送電装置であって、前記無線送電装置は、前記負荷装置を動作させるための電力を前記無線受電装置に送電する送電回路（ソース共振器130）と、前記負荷装置を制御する制御信号を前記無線受電装置に送信する信号送信回路（ソース通信部110）と、前記無線送電装置から送電されて前記無線受電装置によって受電される電力のレベルを示す受電レベルの推定値（効率に関する情報）を取得する信号受信回路（ソース通信部110）と、前記無線送電装置の動作を制御する制御回路（制御部140）とを備えた無線送電装置について記載されている。また、段落[0054]及び第4図を参照すれば、複数の時間スロットを各無線受電装置に対し周期的に割り当てる点、及び、電力伝送効率や充電レベルに基づいて時間スロットを調整する点についても開示されている。

しかしながら、文献1-2には、制御回路は、前記無線送電装置から前記各無線受電装置に電力を無線伝送する複数の時間スロットを前記各無線受電装置に周期的に割り当て、ある無線受電装置に割り当てられた第1の時間スロットにおいて前記受電レベルが予め決められたしきい値より小さくなったとき、同じ無線受電装置に割り当てられ、前記第1の時間スロットに先行又は後続する第2の時間スロットを延長する点について、記載も示唆もされていない。

また、文献1-2には、制御回路は、前記受電レベルが予め決められたしきい値より小さい状態から前記受電レベルが前記しきい値以上である状態に遷移したとき、予め決められた待機時間だけ待機してから、前記負荷装置を動作させる制御信号を前記信号送信回路により送信する点について、記載も示唆もされていない。